条例第22号

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであ り、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は、音声言語である日本語と異なり、手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現 する言語であり、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うた めに、大切に育まれてきました。

しかし、手話の歴史を振り返ってみると、ろう学校では手話の使用が禁止され、手話に対する差別や偏見などにより、言語である手話を使用することができる環境が整えられてきませんでした。そのため、ろう者は必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)において、手話は言語として位置付けられました。しかしながら、いまだ手話に対する理解が浸透しているとは言えず、手話に対する住民の理解を深め、手話を広く普及させる社会となるよう取り組むことが必要です。

猪名川町では、手話に対する施策の推進により、お互いを認め合い共感し、垣根を乗り越え、相互の理解を育みます。そして、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合うこと、手話を使って安心して暮らすことができる町を目指し、この条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解及びその普及並び に地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、町の責務並びに 住民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、全て の住民が共生することのできる地域社会の実現を目的とする。

(基本理念)

- 第2条 ろう者が、自立した日常生活を営み、地域の様々な活動に参加できるよう、全ての 人が人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目 指すものとする。
- 2 手話が言語であることを認識し、手話によるコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。

3 手話を必要とする人は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重 されなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、住民の手話に対する理解の促進及び普及を図り、手話を使いやすい環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(住民の役割)

- 第4条 住民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者と手話でコミュニケーションを とることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。
- 2 ろう者は、町の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するための合理的配慮を行うよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

- 第6条 町は、法第11条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。
  - (1) 聴覚に障がいのある人への理解促進を図るための施策
  - (2) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策
  - (3) 住民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
  - (4) 住民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策
  - (5) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善等、手話による意思疎通支援者のための施 策
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策
- 2 町は、前項に規定する施策を推進するための方針(以下「方針」という。)を策定する ものとする。
- 3 町は、方針を定めるとともに、実施状況の点検及び見直しのため、聴覚に障がいのある 人及び意思疎通支援者等が参画する猪名川町手話施策推進会議(以下「推進会議」という。) を設置する。
- 4 前項の推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

5 町長は、施策の推進の実施状況を公表するとともに、方針の見直しをしなければならない。

(学校等における手話の普及)

- 第7条 町は、学校、幼稚園又は保育園(以下「学校等」という。)において、幼児、児童、 生徒に対し、手話を学ぶ機会及び障がい者への理解を促進する機会を提供するものとする。
- 2 町は、学校等における手話の理解促進及び普及啓発に努めるものとする。

(聴覚に障がいのある人の意思疎通支援)

第8条 町は、聴覚に障がいのある人の特性に応じた意思疎通の支援並びに円滑な情報の取得及び利用のための施策を推進するものとする。

(財政措置)

第9条 町は、手話に関する施策を積極的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年条例第6 号)の一部を次のように改正する。

別表中社会福祉審議会の項の次に次のように加える。

手話施策推進会議	会長	日額8,000円	
	委員		